中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同規則第四条第一項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同条第二項の表前項第一号の項中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ普通免許」とあるのは「ＡＴ限定準中型免許若しくはＡＴ普通免許」と、同表前項第七号の項中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、同条第三項の表第一項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同表第一項第七号の項中「（ＡＴ準中型免許」とあるのは「（ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、

準中型免許	ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許

とあるのは

ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）、ＡＴ中型第二種免許	ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）

と、同条第五項の表第一項第一号の項中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ限定準中型免許若しくはＡＴ普通免許」と、同表第一項第七号の項中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」とする。

一　改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二　改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者